



インボイス番号の通知が間に合わない時の対応



令和5年10月1日よりインボイス制度が開始されます。登録申請自体は9月30日までに行われたものについて令和5年10月1日に登録を受けることが可能です。ただし、登録番号の通知は即時に行われられないため、至急提出が必要です。通知までの期間の目安は以下の通りとなっています。

e-Tax 提出の場合 提出から 約1か月

書面提出の場合 提出から 約2か月半

(令和5年8月10日 国税庁(令和5年8月25日更新) 適格請求書発行事業者の登録件数及び登録通知時期の目安について) 登録申請を令和5年9月30日までに行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の対応方法等は以下の通りとなります。

<売手の対応>

①インボイスの事後交付や登録番号の別途通知等

- ・事前にインボイスの交付が遅れる旨を取引先に伝え、通知後にインボイスを交付する。
- ・登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す。
- ・登録番号のない請求書等を交付し、その請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号を書類やメール等でお知らせする。

②小売業等の事後交付等が困難な場合(不特定かつ多数の方に登録番号のないレシート等を交付する場合) インボイスの交付が遅れる旨をHPや店頭にてお知らせした上で、以下の対応をすることが考えられます。

- ・HP等において「弊社の登録番号は『T1234...』となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日(通知を受けた日)までの間のレシート等をお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷するなどの方法により、レシート等と併せて保存してください」と掲示する。
- ・買手側から電話等を受け、その際に登録番号をお知らせし、買手側においてその登録番号の記録とレシート等を併せてインボイスとして保存してもらう。

<買手の対応>

消費税申告期限後にインボイスを受領することとなった場合で、インボイス発行事業者の登録を受ける旨の連絡が事前にあったときは、登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うことが可能です。(事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせの保存を行う)

事後的にインボイスの交付等を受けることができなかった場合には、仕入税額控除を行った翌課税期間において、本来の控除税額との差額を調整します。

労務・税務のミニセミナー開催

令和5年8月24日(木)にミニセミナーを開催しました。多くの方に参加いただきありがとうございます。今月も以下の通りミニセミナーを開催いたしますのでご都合が合いましたら是非ご参加ください。

■ 日時：2023年9月20日(水) 13:30~15:30 (参加費：無料)

■ 会場：ゆいわーく茅野

■ 内容：「徹底解説!よくある労務トラブル 有給休暇特集」

「決算書の読み方~キャッシュフローと財務分析~」

— マンション節税の見直し② —

これまでタワーマンションの市場価格（時価）と相続税評価額の乖離（購入額と評価額の開き）に着目し、高額な資産を安く評価して相続税申告を行うタワーマンション節税（いわゆる「タワマン節税」）が、相続税対策として利用されてきました。

令和5年度与党税制改正大綱において、相続税におけるマンションの評価方法について見直しが指摘され、評価方法の見直し案が公表されました。今回は、マンション評価の見直しに関する具体的な計算方法について確認していきます。



マンションの評価方法の見直し案

(1) 評価算式

現行のマンションの相続税評価額
(建物と敷地の評価額の合算)



マンション一室の
評価乖離率(注1)



最低評価水準0.6(定数)

(注1) 評価乖離率は、現行の評価方法による相続税評価額と市場価格の差の割合を示したもの

■評価乖離率の算式：①×△0.033+②×0.239+③×0.018+④×△1.195+3.220

①：マンション一室に係る建物の築年数

②：マンション一室に係る建物の「総階数指数」として、「総階数÷33(1.0を超える場合は1.0)」

③：マンション一室の所在階

④：マンション一室の敷地持分狭小度(マンション一室に係る敷地利用権の面積÷マンション一室に係る専有面積)

(2) 計算例

- 現行の相続税評価額：1億円
- マンションの築年数：10年
- マンションの建物の総階数：25階
- マンション一室がある階：20階
- マンション一室の専有面積：70㎡
- マンション一室の敷地権の割合：1/70
- マンションの敷地面積：1,000㎡

評価乖離率の計算

$10 \text{年} \times \Delta 0.033 + (25 \text{階} \div 33) \times 0.239 + 20 \text{階} \times 0.018 + \{(1,000 \text{㎡} \times 1/70) \div 70 \text{㎡}\} \times \Delta 1.195 + 3.220$
=3.188

マンション評価額

$100,000,000 \text{円} \times 3.188 \text{(評価乖離率)} \times 0.6 \text{(評価水準)} = 191,280,000 \text{円}$

上記計算例ですと、従来の相続税評価よりも高い評価額となりますが、必ずしもすべてのマンションで相続税評価額が増加するわけではありません。物件・築年数・階数等の状況によっては補正をせずに従来の相続税評価額を採用する場合があります。

(坂本憲彦)

税金・会計 Q&A

Q お酒やタバコにかかる税金とは？

お酒やタバコの値段の中には、「酒税」や「たばこ税」が含まれています。それぞれ、「酒税法」と「たばこ税法」などの法律があり、時折税制改正が行われています。

1. お酒の税金(酒税)

酒税とは酒類を消費する際に課される税金のことで、消費者が負担する税金です。酒税法では酒類を「発泡性酒類」、「醸造酒類」、「蒸留酒類」、「混成酒類」の4つの種類に分けて、それぞれに基本税率を定めています。さらにその4分類を17品目の種類に区分して税率を設けています。



酒税法においては酒税の課税対象である酒類を「アルコール分1度以上の飲料」として定めています。ただし、アルコール含有医薬品・医薬部外品などは酒類に含まれないこととなっています。

2. タバコの税金(たばこ税)

たばこ税は、国税のたばこ税、地方税の道府県税、市町村税、さらに国税のたばこ特別税の4本立となっています。また、販売価格の約60%超が税金となっており、わが国でも最も税負担率の重い商品のひとつです。全て消費者が負担する税金ですが、納税義務者は、製造者又は輸入者となるため、販売価格に含まれています。

たばこ1箱の価格内訳	
たばこ1箱の価格内訳	例：小売価格580円
消費税等	52.73円
国たばこ特別税	16.4円
国たばこ税	136.04円
市町村たばこ税	131.04円
道府県たばこ税	21.4円
税計	357.61円

Q 自動車を持つとかかる税金とは？

1. 自動車に関わる税金

①環境性能割

環境性能割とは自動車を購入したり、譲り受けたりした時に納付する税金です。排出ガス基準や燃費達成基準などで表現される環境負荷に応じて課せられます。

②自動車税及び軽自動車税

毎年、4月1日現在、自動車を所有者しているとかかる税金です。

③自動車重量税

自動車の新規登録（軽自動車の場合は新規検査）や、車検（自動車検査登録制度）の際に、車検証の有効期間分をまとめて納付する税金。



2. ガソリン税

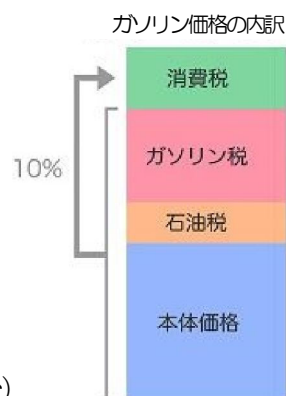
ガソリン税とは、ガソリンに課される揮発油税と地方揮発油税の総称です。

①揮発油税

主に自動車の燃料に用いられるガソリンにかかる税金。（10あたり48.6円）

②地方揮発油税

地方自治体に財源を譲与することを目的とする、主に自動車の燃料に用いられるガソリンにかかる税金。（10あたり5.2円）



(橋本健治)

市町村補助金

■茅野市新商品開発事業補助金

茅野市内の中小企業者等が地域資源や観光資源等を活用した地域活性化に役立つ商品を開発した場合に受け取ることができる補助金です。

【補助の対象・補助額】

①地域資源を活用した新しい商品の開発事業

地域資源…市内において生産される農林水産品等 (ex. そば、寒天、高原野菜、ほおずき、りんどうなど)

②観光資源等を活用した新しい商品の開発事業

観光資源等…茅野市をイメージすることができる観光や文化に関連した資源 (ex. ハケ岳、縄文、蓼科など)

※補助額：補助対象経費の2分の1以内の額 (上限30万円)

■諏訪市職場環境整備促進事業補助金

諏訪市内の中小企業者等が、市内の事業所の職場環境の整備を行った場合に経費の一部を補助する制度です。

【補助の対象・補助額】

①テレワーク・販路開拓等デジタル化導入事業

テレワークの導入、販路開拓等を目的としたデジタル化を進めるために要する費用。

※補助額：補助対象経費の2分の1以内の額 (上限20万円)

②省エネルギー機器導入事業

既設設備を省エネルギー機器へ更新するために要する費用。SDGs 推進企業登録制度への登録が必要。

※補助額：補助対象経費の2分の1以内の額 (上限20万円)

③女性専用設備・託児スペース工事業

現に市内中小企業者が事業の用に供している市内の建物において、女性専用トイレ・更衣室・休憩室、託児スペースの新設工事等を、市内事業者へ施工させるときの工事費用。

※補助額：補助対象経費の4分の1以内の額 (上限30万円)

詳細は各市のホームページ等でご確認ください。

(北原隆幸)

職員コラム

～スポーツの秋～

伊藤哲

まだまだ猛暑が続く毎日ですが、テレビで真っ黒に日焼けをした甲子園球児を目にすると私も高校生の頃はこんな感じだったのかなと思い返しています。

そんな折に、地元の友人に野球の市民体育祭に出場しないかと誘われました。私は野球の経験は小学校の少年野球程度だったので、あまり気は進みませんでした。が、せっかくのお誘いだったので参加をしました。

いざ参加をしてみると、あまりの暑さにすぐにもグラウンドから出たくなりましたが、久しぶりに体を動かすことに楽しさを感じました。その反面、翌日は筋肉痛に苦しみました。

チームの成績としては3位になり、まったく練習をしていない人の集まりにしては満足のいく結果かなと思います。

これから季節は秋になり、スポーツの季節になります。学生時代はテニスに打ち込んできましたが、相手がいないとできないスポーツなのでこの機会に何か新しく別のスポーツを始めたいと思いました。

